

# ジョンソンコントロールズ クラウドアプリケーション利用規約

2020年7月

## 第1章 総則

### 第1条 (利用規約の適用)

1. 本規約は、本規約に同意のうえ、当社との間でクラウドアプリケーション サービスの利用に関する契約（以下「サービス利用契約」という）を締結した者（以下「契約者」という）がジョンソンコントロールズ株式会社（以下「当社」という）のソフトウェアサービス（ソフトウェアの機能をネットワーク経由で提供するサービスであって別紙に定めるものをいい、以下総称して「クラウドアプリケーション サービス」という）を利用するにあたり必要な条件を定めることを目的とします。
2. 契約者は、クラウドアプリケーション サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
3. 当社が提供する特定のクラウドアプリケーション サービスには、本規約記載の条件に加えて、特則が適用されることがあります。特則は、当該特定のクラウドアプリケーション サービスのみに適用されるものであり、他のクラウドアプリケーション サービスには適用されません。特則の内容は、本規約と一体として解釈されるものであり、特則と本規約に不一致のあるときには、特則が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日以上予告期間をおいて、変更後の新規約の内容を当社ROCサイト(<https://www.roc-johnsoncontrols.jp/roc/>)に掲載するものとします。

### 第3条 (提供区域)

クラウドアプリケーション サービスの提供区域は、特に定める場合を除き、日本国内に限るものとします。

## 第2章 サービス利用契約

### 第4条 (契約の締結等)

サービス利用契約は、本規約の内容を承諾のうえ、契約者と当社の間にて、個別契約書を締結し成立するものとする。

### 第5条 (クラウドアプリケーション サービスの実施期間)

1. クラウドアプリケーション サービスの実施期間は、1年間とし、実施期間の開始日は、個別契約で

明記されたサービス実施開始日とします。ただし、期間満了の3か月前までに契約者および当社のいずれからも別段の意思表示のないときは、引き続き同一条件をもって、実施期間はさらに1年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 一部のクラウドアプリケーション サービスでは、最低利用期間の設定がある場合があります。なお、最低利用期間は、サービス利用契約に定めるとおりとします。

#### 第6条 (クラウドアプリケーション サービスの終了)

1. 契約者は、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約し、クラウドアプリケーション サービスの利用を終了することができるものとします。契約者は、サービス利用契約を解約するときには、解約を希望する日の3か月前までに、当社に解約の申込を行うものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社がクラウドアプリケーション サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者は、最低利用期間の設定がある場合であって、最低利用期間満了前に本クラウドアプリケーション サービスの全部または一部を中途解約する場合、以下に定める金額を中途解約料金として、中途解約日までに当社に支払うものとします。
  - (1) 中途解約日の属する料金月の前料金月から起算して、サービス実施開始日までの期間の利用量に応じて算出されたクラウドアプリケーション サービスの利用料金の1か月の平均額に、最低利用期間の残存月数(1か月未満切上)を乗じた額
  - (2) 上記の期間が1か月に満たない場合には、当該中途解約日までのクラウドアプリケーション サービスの利用量に応じて算出された1日の平均額に30を乗じた額に、最低利用期間の残存月数(1か月未満切上)を乗じた額
3. 契約者が、前条に定める最低利用期間満了後にクラウドアプリケーション サービスの全部または一部を中途解約する場合、前項は適用されず、前項の中途解約料金も発生しないものとします。
4. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
  - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
  - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
  - (6) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
5. 契約者または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

6. 契約者が第4 項各号のいずれかに該当したことにより、当社がサービス利用契約を解除したときには、契約者は、第2項に基づく中途解約料金を、ただちに当社に支払うものとします。ただし、最低利用期間の満了後は、この限りでないものとします。
7. 当社が第4 項各号のいずれかに該当したことにより、契約者がサービス利用契約を解除したときには、最低利用期間の満了前であっても、第2 項は適用されず、第2 項に基づく中途解約料金も発生しないものとします。

### 第3章 サービスの提供

#### 第7条 (クラウドアプリケーション サービスの提供)

1. 当社は契約者に対し、サービス利用契約に基づき善良な管理者の注意をもってクラウドアプリケーション サービスを提供するものとします。ただし、サービス利用契約に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。
2. クラウドアプリケーション サービスの内容は、個々の契約書に定めるとおりとします。

#### 第8条 (クラウドアプリケーション サービスの利用)

1. クラウドアプリケーション サービスを利用するにあたっては、契約者は、当社が別に定めるコンピュータ端末、通信回線その他のコンピュータ環境（以下「クライアント環境」という）を用意し、当社のコンピュータ設備（以下「当社サービス環境」という）に接続するものとします。クラウドアプリケーション サービスの提供は、クライアント環境から当社サービス環境にネットワーク経由で接続することにより行われます。
2. 契約者によるクラウドアプリケーション サービスの利用は、特段の定めのない限り、前項の方法により行われるものとし、契約者は、クラウドアプリケーションサービスの利用のために、当社のデータセンタに立ち入り等することはできないものとします。

#### 第9条 (クラウドアプリケーション サービスの提供時間帯)

1. クラウドアプリケーション サービスの提供時間帯は、個々の契約書に定めるとおりとします。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、クラウドアプリケーション サービスの円滑な運営のために、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施することがあるものとし、計画メンテナンスの実施のためにクラウドアプリケーション サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、計画メンテナンスを実施する旨を、当該計画メンテナンスにかかる契約者に事前に通知するものとします。
3. 第1 項の定めにかかわらず、当社は、クラウドアプリケーション サービスの維持のためにやむを得ないと判断したときには、緊急のメンテナンス（以下「緊急メンテナンス」という）を実施するためにクラウドアプリケーション サービスの提供を一時的に中断することがあります。このとき、当社は、当該緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、当該緊急メンテナンスにかかる契約者に報告するものとします。

#### 第10条 (契約者の協力義務)

1. 契約者は、当社がクラウドアプリケーション サービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 契約者は、クラウドアプリケーション サービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」という）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知する必要があります。
3. クラウドアプリケーション サービスの利用に関する契約者と当社との連絡は、すべて担当者を通じて行うものとします。

#### 第11条（クラウドアプリケーション サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、クラウドアプリケーション サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、担当者から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法、および、受付時間帯・回答時間帯は、個々の契約書に記載のとおりとします。
2. 当社は、クラウドアプリケーション サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、担当者から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、個々の契約書に記載のとおりとします。
3. 契約者が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、クラウドアプリケーション サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社がクラウドアプリケーション サービスの一部として提供しているものを除く）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

#### 第12条（再委託）

1. 当社は、サービス利用契約に基づき提供するクラウドアプリケーション サービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当社が責任を負い契約者には迷惑を掛けないものとします。

#### 第13条（クラウドアプリケーション サービスにかかる著作権等）

1. クラウドアプリケーション サービスにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めのない限り、契約者は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含む）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等してはならないものとします。
2. クラウドアプリケーション サービスの一部として当社が契約者に提供する、クライアント環境にて動作させるソフトウェア等において、その使用許諾条件が別途書面等にて提示されている場合には、契約者は、当該使用許諾条件に従って当該ソフトウェア等を使用するものとします。

#### 第14条（データの取扱）

1. 契約者は、契約者が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. 契約者は、サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じダウンロードして取得するものとします。なお、サービス利用契約が終了した後においては、解約前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。

#### 第15条（自己責任の原則）

1. 契約者は、クラウドアプリケーション サービスを利用するためのID、パスワードまたはメールアドレス等が当社により発行される場合、その使用および管理について責任を持つものとし、これらが第三者に使用されたことにより契約者に生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金についても、すべて契約者の負担とします。
2. 契約者は、クラウドアプリケーション サービスの利用に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、または第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者がクラウドアプリケーション サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、または第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。
3. クラウドアプリケーション サービスを利用して契約者が提供または伝送する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

#### 第16条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとします。なお、当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたはクラウドアプリケーション サービスの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。

#### 第17条（契約者固有情報）

1. 当社は、契約者がクラウドアプリケーション サービスに自ら登録・入力した、契約者固有の情報であってアクセス制御機能が施されているもの（以下「契約者固有情報」という）を、契約者の同意なく参照、閲覧等して利用しません。
2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者固有情報を、正当な範囲で参照、閲覧（当該各号において定める場合には第三者に開示することを含む）することがあるものとします。なお、当社は、次の各号のいずれかに該当することにより参照・閲覧された契約者固有情報を、当該各号の定めに基づく参照・閲覧の目的以外の目的に利用しないものとします。
  - (1) 刑事訴訟法第218条その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合において、当該処分の

範囲で開示する場合

- (2) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合において、当該開示請求の範囲で開示する場合
- (3) 生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合において、当該保護のために必要な範囲で利用、開示する場合
- (4) 当社がクラウドアプリケーション サービスを運営するために必要な範囲（利用料金の算定、設備の維持等）において契約者固有情報を参照する場合

#### 第18条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
  - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
  - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
  - (3) サービス利用契約の内容（ただし、本規約およびサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く）
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
  - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
  - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
  - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、クラウドアプリケーション サービスの利用のために（また当社においてはクラウドアプリケーション サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に関覧等させないものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
  - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
  - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する

場合

- (3) 契約者および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、クラウドアプリケーション サービスおよびクラウドアプリケーション サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合
5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、クラウドアプリケーション サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
6. 契約者および当社は、クラウドアプリケーション サービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
8. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
9. 契約者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第3項の資料と同種のをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとします。
10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも5年間、有効に存続するものとします。

#### 第19条（クラウドアプリケーション サービスに対する責任）

1. 当社の責に帰すべき事由により、サービス利用契約に基づく個々のクラウドアプリケーション サービスが全く利用できない（当社が当該クラウドアプリケーション サービスを全く提供しない場合もしくは当該クラウドアプリケーション サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合をいい、以下「利用不能」という）ために契約者に損害が発生した場合、契約者がクラウドアプリケーション サービスを利用不能となったことを当社が知った時刻から起算して72時間以上利用不能の状態が継続したときに限り、当社は、以下の各号の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、当社は賠償責任を負わないものとします。クラウドアプリケーション サービスの利用不能に関して当社が負う法律上の責任は、本項に定める範囲に限られるものとします。
  - (1) 利用不能の生じた料金月の前料金月から起算して、過去12か月間の利用量に応じて算出されたクラウドアプリケーション サービスの利用料金の1か月の平均額
  - (2) 利用不能の生じた料金月の前料金月から起算して、サービス実施開始日までの期間が12か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出されたクラウドアプリケーション サービスの利用料金

の1か月の平均額

- (3) 上記の期間が1か月に満たない場合には、利用不能の生じた日までのクラウドアプリケーション サービスの利用量に応じて算出された1日の平均額に30を乗じた額
2. クラウドアプリケーション サービスが利用できない事象に関して当社が負う法律上の責任は、前項に定める範囲に限られるものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当社の責に帰すことができない事由（ただしこれらに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害については、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
    - (1) 計画メンテナンスの実施
    - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動
    - (3) 行政機関または司法機関による業務を停止する旨の命令
    - (4) クライアント環境の不具合
    - (5) クラウドアプリケーション サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合
    - (6) 契約者の不正な操作
    - (7) 第三者からの攻撃および不正行為
  3. 契約者および当社は、サービス利用契約に基づく債務を履行しないこと（ただし、前各項の場合を除く）、および、第6条第4項第(1)号から第(6)号のいずれかに該当したことにより、相手方に損害が発生した場合、サービス利用契約の解除の有無にかかわらず、第1項各号を準用して算定された金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

#### 第4章 その他

##### 第20条（権利譲渡等の禁止）

契約者は、サービス利用契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとします。

##### 第21条（転売の禁止等）

1. 契約者は、本規約に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対してクラウドアプリケーション サービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サブライセンス等をしないものとします。
2. 本規約は、当社との間でサービス利用契約を締結した契約者に適用されるものであり、当社特約店、代理店等の第三者（以下「販売会社」という）との間でクラウドアプリケーション サービスの提供に関する契約を締結している申込者との間では、本規約は適用されず、クラウドアプリケーション サービスの提供に関する条件は、当該販売会社と申込者との間で締結される契約に基づくものとします。この場合においては、当社は、当該申込者によるクラウドアプリケーション サービスの利用に関し、当該申込者に対し直接に責任を負うものではありません。

#### 第22 条（サービスの改廃）

1. 当社は、クラウドアプリケーション サービスの提供を廃止することがあります。その場合、当社は、12か月の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、クラウドアプリケーション サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、クラウドアプリケーション サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うことがあります。当該追加、変更、改廃等の内容を契約者に通知するものとします。
3. 当社は、クラウドアプリケーション サービスの内容の追加、変更、改廃等を行うときには、30 日以上の予告期間をもって、変更後のクラウドアプリケーションサービスの内容を契約者に通知するものとします。

#### 第23 条（合意管轄）

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24 条（準拠法）

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

以上

#### 1. 運用管理者（建物管理者）および使用者（建物居住者）との関係等について

(1) 契約者は、自らの判断と責任で運用管理者（建物管理者）と使用者（建物居住者）を設定し、当該運用管理者と使用者の間で別紙「テナントサーバー納入仕様書」の内容合意を行うものとし、当社は、当該設定および合意の結果として発生したいかなる結果についても、一切責任を負わないものとします。

(2) 契約者は、本クラウドアプリケーションサービスの利用の過程における自己、または契約者以外の運用管理者、使用者の行為につき、第三者（運用管理者、使用者を含むが、これに限られない）から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

(3) 当社は、本クラウドアプリケーションサービスに関し、債務不履行、不法行為、その他いかなる理由においても、契約者以外の第三者（運用管理者、使用者を含むが、これに限られない）に対して法律上の義務を負わず、本クラウドアプリケーションサービスに起因して契約者以外の第三者に損害が生じた場合でも、一切の損害賠償責任を負わないものとします。契約者は、契約者以外の運用管理者、使用者に対し、いかなる理由においても、本クラウドアプリケーションサービスに関して、当社への直接的なクレーム、異議、請求、訴訟等を一切行わせないものとします。なお、当社に対して当該クレーム等が組織から直接的に行われた場合、契約者が自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

(4) 本サービス利用には、契約者または契約者が別途指定する運用管理者、使用者において、本サービスを利用していること、および、運用管理者と使用者との間で、空調設定情報、お知らせ情報などのデータの連携に合意していることが必要となります。契約者が当該データの連携に関する合意を取得していなかったことによって、契約者以外の運用管理者、使用者からクレーム等をなされた場合でも、当社は一切責任を負いません。

#### 2. 免責

運用管理者、使用者の誤操作に起因するトラブル

#### 3. データの取り扱い

当社は、契約者または契約者以外の運用管理者、使用者が本クラウドアプリケーションサービスにて入力したデータを、トラブル発生時の原因究明のため、契約者または契約者以外の運用管理者、使用者の承諾なしに当社の判断で解析することがあります。

#### 4. 契約者の個人情報の取扱い

当社は、契約者または契約者以外の運用管理者、使用者が本クラウドアプリケーションサービスを利用して入力する契約者の取扱う個人情報（アカウント名、パスワード）につき、契約者自らが取扱うものであり、当社は、これを秘密に保持する以外の義務を負わないものとします。

以上